

デンマーク・カナダ，特許審査ハイウェイ 2.0 を開始

2013 年 8 月 17 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

デンマーク特許商標庁 (DKPTO) は，カナダ知的財産庁 (CIPO) との間で特許審査ハイウェイ (PPH) 2.0 を 7 月 30 日から実施する旨， 7 月 30 日にプレスリリースを行った。

PPH2.0 とは，PPH MOTTAINAI に基づく効果を包含する PPH 申請要件及び手続緩和プログラム。通常の PPH 申請においては，出願人が最先に特許出願をした庁（第一庁）の審査結果に基づいてのみ可能とされている。PPH2.0 の開始によって，DKPTO・CIPOの間では，PPH MOTTAINAI に基づく効果により，どの庁を第一庁として特許出願したかにかかわらず，特許可能との審査結果に基づいて PPH の利用が可能となることに加え，先行庁の請求項の写し及びその翻訳の提出が不要になるなどのメリットも享受することができる。

DKPTO と USPTO は，2009 年 10 月 1 日に，両庁間での PPH の試行を開始していたところ，DKPTO のプレスリリースによれば，両庁間の PPH は PPH2.0 に刷新されることとなる。

— DKPTO によるプレスリリースは，以下参照 —

[PPH program for Canadian applicants amended as of July 30, 2013](#)

— デンマーク・カナダ間の PPH については，以下参照 —

[PPH between Denmark and Canada](#)

— PPH MOTTAINAI については，以下の特許庁ホームページ参照 —

[PPH MOTTAINAI について](#)

— DKPTO・USPTO 間の PPH 試行開始に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 —
[欧州知的財産ニュース 2009 年 9～10 月号 \(Vol.34\) 「デンマークとカナダ，特許審査ハイウェイ試行開始」 \(PDF\)](#)

(以上)